

国指定南鳥島鳥獣保護区 保護管理マスタートップラン



南鳥島（左：上空から、下：セグロアジサシ）



平成23年3月

環境省
関東地方環境事務所

目 次

第1 国指定鳥獣保護区の現状	-----	1
1. 名 称	-----	1
2. 設定区分	-----	1
3. 場所及び区域	-----	1
4. 面 積	-----	1
5. 他の法令による規制関係	-----	1
6. 鳥獣保護区の存続期間	-----	1
7. 鳥獣の生息環境	-----	1
(1) 地形・地質	-----	1
(2) 植生	-----	1
(3) 動物相	-----	2
8. 鳥獣の生息動向	-----	2
9. 鳥獣の捕獲状況	-----	3
第2 国指定鳥獣保護区の指定目的等	-----	3
1. 指定目的	-----	3
2. 保護管理業務の実施に当たっての留意事項	-----	3
(1) 集団繁殖地としての管理方針	-----	3
(2) 関係機関及び地域との連携	-----	4
第3 許認可に関する事項	-----	5
第4 施設の整備及び管理に関する事項	-----	5
第5 その他保護管理に必要な事項	-----	5

第1 国指定鳥獣保護区の現状

- 1 名称 国指定南鳥島鳥獣保護区
- 2 設定区分 集団繁殖地の保護区
- 3 場所及び区域 東京都小笠原村南鳥島及び汀線から400m以内の海域
(別図参照) (南鳥島飛行場の滑走路及び駐機場並びに
滑走路の2つの長辺の延長線を汀線(南鳥島平均海面
時の汀線。以下同じ。)に至るまで引いた直線と汀線に
囲まれた区域を除く。)
- 4 面積 鳥獣保護区 395ha
うち特別保護地区 0ha
所有別面積内訳
国有地 156ha
公有水面 239ha
- 5 他の法令による規制関係
該当なし
- 6 鳥獣保護区の存続期間
平成21年11月1日から平成41年10月31日まで(20年間)
- 7 鳥獣の生息環境
(1) 地形・地質
南鳥島は、海底火山の頂部に付着したサンゴ礁によって形成され、島
が成立して以来、一度も大陸と陸続きとなったことのない海洋島であ
る。島の周囲は約6kmで、標高は最高地点でも8~9mと平坦な地
形である。
全島が石灰岩質の砂礫やサンゴの死骸からなり、透水性がよく土壤は
未発達である。
- (2) 植生
南鳥島の植物相は、昭和60年に東京都によって調査が行われている。
変化に乏しい地形や土壤が未発達な自然条件、過去から人為が強く加
わってきたことなどから、植物の多様性は低い。グンバイヒルガオ、

ハイシバ、モンパノキ等の海岸性の植物が大半を占め、固有の植物群落は存在せず、全て広域分布種や外来植物で占められている。モンパノキ、トゲミウドノキ、モクマオウ等の森林植生は、高木林ではなく、亜高木林と低木林のみである。なお、トゲミウドノキ群集は小笠原群島には分布していない。

(3) 動物相

南鳥島の動物相については、これまでに十分な調査が行われておらず、不明な点も多い。

平成19年の環境省による調査において、鳥類については、アカオネッタイチョウ、セグロアジサシ、クロアジサシの繁殖、コアホウドリの営巣が確認されている。このうち、セグロアジサシは2千つがい程度、クロアジサシは10つがい程度が集団繁殖していると推定されている。明治34年にはこれら4種を含め、クロアシアホウドリ、カツオドリ等11種の海鳥類の繁殖が報告されている。海鳥類以外には、メジロが100つがい程度生息していると推定されている。

哺乳類については、ノネコ、クマネズミ、その他のネズミ類（ハツカネズミ程の大きさであるが種名は確認されていない）の生息が確認されている。

は虫類については、ホオグロヤモリ、オガサワラヤモリ、オガサワラトカゲが確認されている。

この他、甲殻類としてはサキシマオカヤドカリ等3種が、昆虫類としてはオオギンヤンマ等17種が、陸産貝類としてはアフリカマイマイが確認されている。両生類及び淡水魚類は過去においても生息は確認されていない。

8 鳥獣の生息動向（別表参照）

当該地域は、日本の最東端、東京都の南東約1,950km、小笠原諸島硫黄島の東方約1,280kmに位置し、これまでに12種の海鳥類が記録されている。特に、アカオネッタイチョウの繁殖及びコアホウドリの営巣が、またセグロアジサシ、クロアジサシの集団繁殖が確認されている。これら4種を含め、過去には、クロアシアホウドリ、カツオドリ等12種の海鳥類の繁殖が報告されており、比較的面積の小さい島であるが、海鳥類の集団繁殖地として重要な場所である。

9 鳥獣の捕獲状況

当該区域内での鳥獣捕獲実績はない。

第2 国指定鳥獣保護区の指定目的等

1 指定目的

当該区域は、東京都の南東約1, 950 km、小笠原諸島硫黄島の東方約1, 280 kmに位置する南鳥島とその周辺海域である。

南鳥島は、周囲が約6 kmほどの海洋島であり、海底火山の頂部に付着したサンゴ礁によって形成され、全島が砂礫質で、平坦な地形である。また、周辺海域にもサンゴ礁が発達している。

植生は、グンバイヒルガオ、ハイシバ、モンパノキ等の海岸性の植物が大半を占め、林相は高木林ではなく亜高木林と低木林からなる。

このような自然環境を反映して、南鳥島には環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧IB類のアカオネッタイチョウの繁殖及びコアホウドリの営巣が、またセグロアジサシ、クロアジサシの集団繁殖が確認されている。これら4種を含め、過去には、クロアシアホウドリ、カツオドリ等12種の海鳥類の繁殖が報告されている。中でもコミズナギドリ、オオグンカンドリ、シロアジサシの繁殖記録は、国内では南鳥島以外にはない。

このように、当該区域は、海鳥類の集団繁殖地として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域において集団で繁殖する鳥類の保護を図るものである。

2 保護管理業務の実施に当たっての留意事項

（1）集団繁殖地としての管理方針

1) 当該区域は全てが国の所有地であって、国の関係機関職員が滞在しているのみであり、一般人の利用はされていない。島内では、戦時中を含め人為が強く加わってきた歴史があり、使われなくなった施設や残骸が点在している。また排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律（平成22年6月2日法律第41号）に基づく特定離島に指定され、港湾施

設等の整備が進められる計画である。今後の施設の新築及び増改築に当たっては、関係省庁からの情報収集を行い、必要に応じ、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とし、島全体の自然環境の保全に配慮されるよう要請するものとする。

併せて、定期的に海鳥類の繁殖状況等を把握するよう努めるものとする。

- 2) 鳥類を捕食する可能性のあるノネコの生息が確認されているが、特に個体数が少なく地上営巣性のアカオネッタイチョウ、コアホウドリの繁殖に大きな影響を及ぼしている可能性がある。ノネコによって海鳥類の集団繁殖地が壊滅した事例もあり、一度集団繁殖地が消滅した場合、復活するまで長期間を要するが、特に他の繁殖地から孤立した南鳥島においては自然状態での移入による繁殖集団の復活までには一層長期間を要すると考えられる。このため、関係機関の協力を得つつ、できるだけ早期に全島からノネコを排除するよう取り組む。
- 3) またノネコが捕食していると考えられるネズミ類の生息も確認されていることから、ノネコの排除に当たっては、ネズミ類の生息状況の変化を把握し、海鳥類の繁殖に悪影響が生じた場合には対応策を検討する。
- 4) 防衛省が管理運営する南鳥島飛行場において、航空機によるバードストライクの発生状況等の情報を得るよう努め、必要に応じ、多様な海鳥類の生息及び繁殖を促進することを旨として対応方策を防衛省と連携し検討する。
- 5) その他侵略的外来種の侵入の有無、漂流・漂着ゴミの状況等について情報収集を行い、鳥類の生息に悪影響を及ぼす環境変化が発生した場合において早期に適確な対応ができるよう努めるものとする。

(2) 関係機関及び地域との連携

本保護区の保護管理に当たっては、国の関係機関のみならず、東京都、小笠原村と情報を共有し、密接に連携して取り組みを行うこととする。

第3 許認可に関する事項

- 1 法第9条 第1項に基づく鳥獣捕獲の許可
「鳥獣捕獲許可等取り扱い要領について」に基づき処理するものとする。
ただし、南鳥島飛行場や滑走路の延長線上に海鳥類の営巣地が形成され、航空機事故防止のため巣や卵を移動させるなどの捕獲申請については、柔軟に許可するものとする。
- 2 法第37条に基づく劇薬等の使用許可
「鳥獣捕獲許可等取り扱い要領について」に基づき処理するものとする。

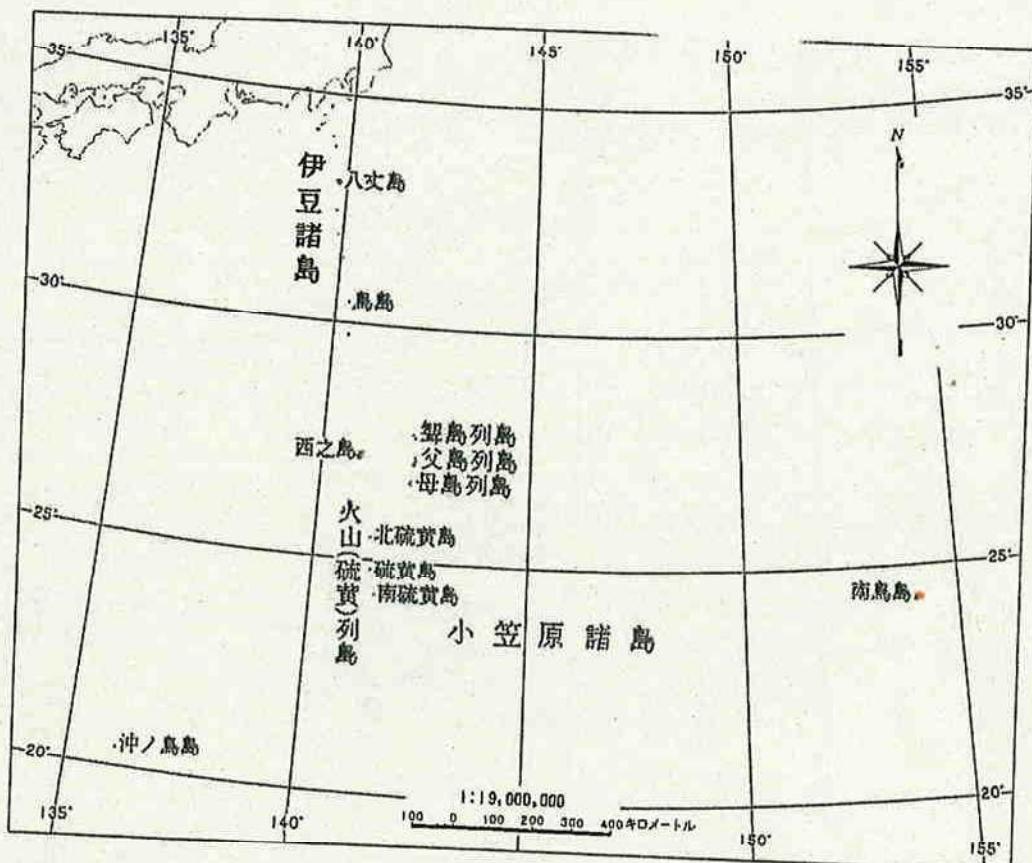
第4 施設の整備及び管理に関する事項

- 1 鳥獣保護区の保護及び利用に必要な施設
当該区域は国の関係機関職員が滞在しているのみであり一般の立入りはないため、標識等を除き施設の整備は行わない。
- 2 鳥獣保護区の標識等
鳥獣保護区用制札の設置についても、当面は国の関係機関職員の滞在施設における紙面の掲出等を行う。

第5 その他管理に必要な事項

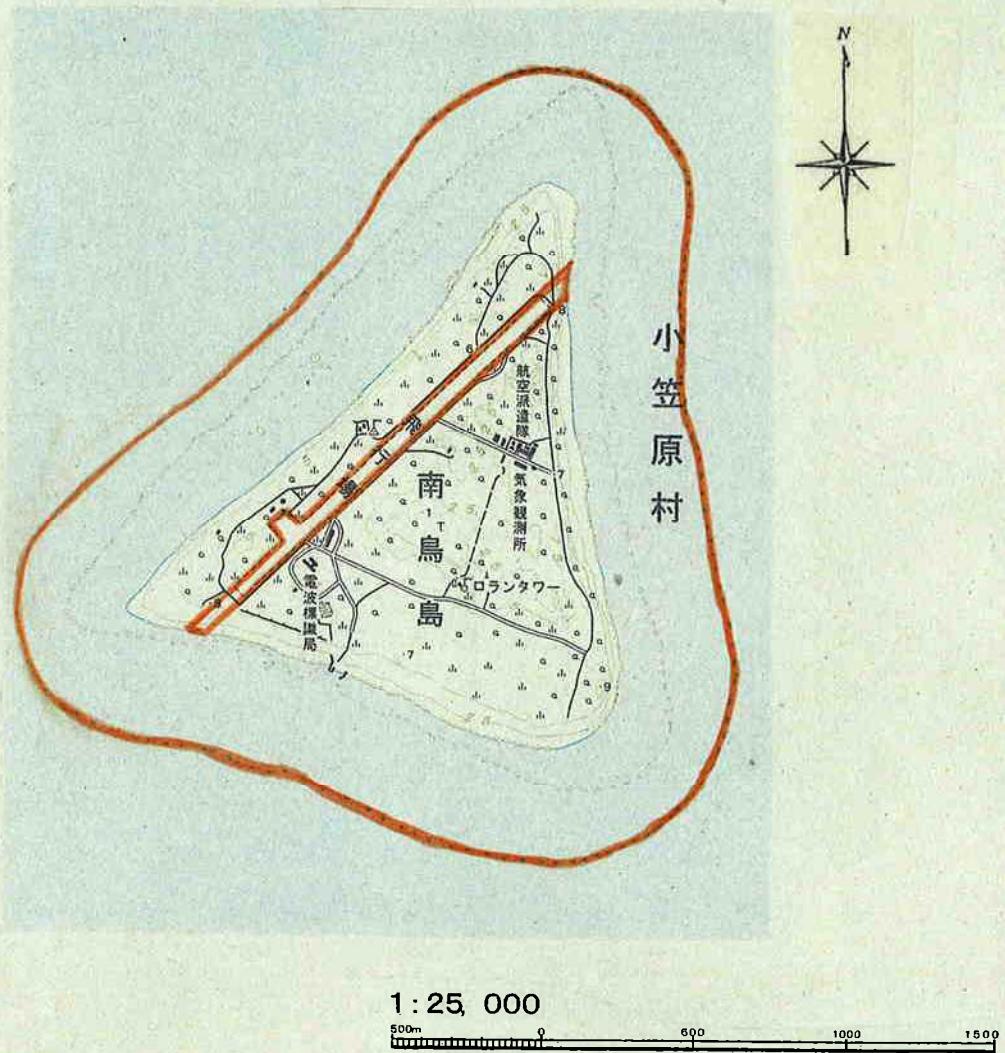
上記のとおり、南鳥島は海鳥の集団繁殖地として現状のまま保全が求められるが、本土から非常に遠隔地にある国境の島であり、国の関係機関職員が滞在しているのみであることや、島へ行くこと自体が容易ではないことから関係機関等と連携した保全及び海鳥類の生息及び繁殖状況の変化を定期的に把握するよう努める。

国指定南鳥島鳥獣保護区 位置図



凡例	
[Red Box]	国指定鳥獣保護区

国指定南鳥島鳥獣保護区 区域図



凡例	
[Red Box]	国指定鳥獣保護区

別表

生息する鳥獣類

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
ミズナギドリ	アホウドリ	ヨアホウドリ クロアシアホウドリ	EN
ペリカン	ネッタイチョウ	○ アカオネッタイチョウ	EN
	カツオドリ	カツオドリ アカアシカツオドリ	VU
チドリ	チドリ	ムナグロ	
	シギ	キヨウジョシギ メリケンキアシシギ	
	カモメ	セグロカモメ ○ セグロアジサシ ○ クロアジサシ	
スズメ	メジロ	○ メジロ	
合計	7	12	

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
ネズミ	ネズミ	クマネズミ	
ネコ	ネコ	ノネコ	
合計	2	2	

(注)

1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠る。

2 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天:国指定天然記念物

環境省レッドリスト(平成18年改訂)

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、

NT:準絶滅危惧種、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

国内:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

3 ○印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

資料 4

申請書類の進達ルート（関東地方環境事務所管内）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

